

令和8年度 第1回 一関中学校・南小学校学校運営支援協議会

令和 8年 7月 9日(木)

10:55~12:00

於：一関中学校 校長室

●授業参観(9:55~10:45)

学 級	教 科	学 級	教 科
1年A組	体 育	3年A組	社 会
1年B組	国 語	3年B組	理 科
2年A組	国 語	しらかば	英 語
2年B組	社 会	いちい	英 語

●協議会(10:55~12:00)

< 次 第 >

- 1 開 会
- 2 会場校校長挨拶
- 3 一関市学校運営支援協議会規則について
- 4 委嘱状交付及び自己紹介
- 5 会長及び副会長選出
- 6 議 事
 - (1) 一関中学校 学校経営の重点等について
 - (2) 南小学校 学校経営の重点等について
 - (3) その他
- 7 その他
- 8 閉 会

令和8年度 一関中学校・南小学校 学校運営支援協議会 委員

南小学校関連		一関中学校関連	
地域住民 学識経験者	藤 村 美千代 (元南小校長・人権擁護委員)	地域住民 学識経験者	松 尾 芳 弘 (元一関中学校校長)
保護者	東海林 萌 弘 (南小学校PTA会長)	保護者	富 山 成 晃 (一関中学校PTA会長)
地域住民 学識経験者	若 山 義 典 (一関5区長、元南小学校PTA会長)	関係行政機関 職員	小野寺 徹 (真柴市民センター長)
学識経験者	千 田 智 萌 (一関幼稚園園長)	地域住民 学識経験者	沼 倉 憲 子 (元一関市総合計画審議会委員)
関係行政機関 担当者	千 葉 美佳子 (地域コーディネーター)		
対象校 校長	佐々木 祐 也 (南小学校校長)	対象校 校長	小 岩 肇 朗 (一関中学校校長)
対象校 副校長	岩清水 裕 行 (南小学校副校長)	対象校 副校長	菅 野 剛 英 (一関中学校副校長)

○一関市学校運営支援協議会規則

令和4年1月31日
教育委員会規則第1号

改正 令和8年1月21日教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき置く学校運営協議会について、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この規則の規定により置く学校運営協議会は、学校運営支援協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の目的)

第3条 協議会は、校長の権限と責任の下に学校（一関市立学校条例（平成17年一関市条例第69号）第2条及び第3条に規定する学校をいう。以下同じ。）及び地域住民、保護者等（以下「地域住民等」という。）が協議することにより、地域住民等の学校に対する支援及び協力を促進し、学校と地域住民等の信頼関係を深め、もって学校運営の改善並びに児童生徒の健全育成を図るものとする。

(設置)

第4条 教育委員会は、法第47条の5第1項の規定により、学校ごとに協議会を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、小学校及び中学校が相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行う場合は、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

3 協議会は、当該協議会を置いた学校または地域の名称を冠するものとする。

(委員の任命)

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、協議会ごとに15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 当該協議会を置いた学校（以下「対象学校」という。）の所在する地域の住民

(2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(3) 対象学校の校長

(4) 対象学校の教職員

(5) 学識経験者

(6) 関係行政機関の職員

(7) その他教育委員会が必要と認める者

2 対象学校の校長は、前項の委員の委嘱又は任命に関し、教育委員会へ委員を推薦するものとする。

3 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は新たに委員を委嘱し、又は任命するものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、別に定める。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 協議会及び学校の運営に著しく支障を来す言動をすること。

(2) 委員としての地位を利用し、営利行為、政治活動、宗教活動等をすること。

(3) その他委員としてふさわしくない行為をすること。

(委員の解雇等)

第9条 教育委員会は、本人からの辞任の申出があったときは、委員の委嘱又は任命を解くことができる。

2 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理由を付して委員の委嘱又は任命を解くことができる。

(1) 前条の規定に違反したとき。

(2) その他解嘱又は解任に相当する事由が認められたとき。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長は、会長となることができない。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の会議は、原則として、公開する。

(基本的な方針)

第12条 校長は、学校の運営に関して、教育課程の編成及び健康確保措置その他校長が必要と認める事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項により承認された基本的な方針を、教育委員会に提出しなければならない。

(意見の申出)

第13条 協議会は、法第47条の5第6項又は同条第7項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、対象学校の校長を経由して行うものとする。

2 協議会は、法第47条の5第7項の規定による対象学校の職員の任用等に関する意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 第3条の趣旨を踏まえたものであること。

(2) 学校の教育上の課題を踏まえたものであること。

(3) 特定の個人に関するものでないこと。

(4) 職員の分限、懲戒、賞罰その他身分に関するものでないこと。

(運営状況の報告)

第14条 協議会は、教育委員会に対し、毎年度1回、協議会の運営状況を報告するものとする。

(適正な運営の確保等)

第15条 教育委員会は、協議会の適正な運営を確保するために、必要に応じて指導又は助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な協議を行うことができるよう、協議会に必要な情報を提供しよう努めなければならない。

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年1月21日教委規則第1号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年度 一関中学校 経営の重点

憲法、学校教育法
学習指導要領
県学校教育指導指針
教育事務基本方針
市教委基本方針等

学校教育目標
自ら求めて知性を磨き、心身を鍛え、
心豊かに生きる生徒の育成を期す。

学校の実態・特色
家庭・地域の環境
生徒の実態
保護者・地域の願い
教職員の願い

目指す生徒像			
知性豊かな生徒 ・よりよい方法を考え、工夫して行動できる	知	徳	心の温かい生徒 ・明るいあいさつ、思いやりのある行動ができる
体力のみなぎる生徒 ・健康づくり、体力づくりに励むことができる	体	気	気力あふれる生徒 ・気概とチャレンジ精神で、根気を持って生活できる

学校経営の重点	主な施策 (■:特に重点)	関係組織
(1) 安全・安心な学校づくり 「いじめ防止の徹底、思いやり宣言の浸透」	■ 関中安全宣言、安全バッジ、関中安全・安心の日、等を通じた意識の高揚、学級経営を基盤とした活動の展開 ☐ いじめ防止基本方針・思いやり宣言に基づく安心な学校づくり ☐ ヒヤリマップによる交通安全と通学路の安全確認 ☐ 交通安全教室の充実、関中坂等での登下校指導	・指導部 ・学年 ・学級
(2) 学力の向上 「研究テーマを核にした授業改善とそれを下支えする学習習慣の定着」	■ 研究テーマ「主体的に学び続ける生徒の育成～ICTの効果的な活用場面を意識した単元(題材)づくりを通して～」を核として ☐ 単元づくりにおけるICTの位置付けと実践的活用 ☐ 宿題と自主学習の組み合わせによる家庭学習の実施 ☐ 定期テストに向けた計画的な学習の指導 ☐ 各種調査結果の分析と効果的な活用	・研究部 ・教務部 ・学級
(3) 学校適応指導の充実 「行事・諸活動の活性化、特別支援・教育相談の充実」	■ カウンセリングマインドを基盤とした生徒理解・学級経営(QUの活用等) ☐ 行事・諸活動の活性化による集団づくりと居場所づくり ☐ 特別支援、教育相談のスキルアップと組織的対応 ☐ 定期的な連絡会議と適切なケース会議等の設定と対応 ☐ 関係機関との連携強化と家庭への啓発	・保健 教育相談 ・コーディネーター ・指導部 ・学級、学年
(4) キャリア教育の推進 「系統立てた活動の充実から適切な進学指導へ」	■ 1年「フィールドワーク」、2年「5日間の社会体験」3年「修学旅行でのキャリアリサーチ」等系統的体験学習の実施 ☐ 地域での挨拶、地域行事への参加促進 ☐ 職業人や地域の方から学ぶキャリア学習講座 ☐ 本人の将来の展望と特性を踏まえた適切な進学指導	・教務部 ・指導部 ・学年 ・学級
(5) 復興教育の推進 「命を考える活動」(いきる) 「ボランティア意識の高揚」(かかわる) 「防災意識の高揚」(そなえる)	■ 命の大切さ、心身の健康意識の醸成 ・道徳教育の充実 ・副読本の活用 ・各学年の健康講座 ☐ キャリア教育の地域貢献(ボランティア&募金活動) ☐ 自然災害・感染症の理解、非常時に生き抜く技能の習得 ・防災教育、救急救命講習の実施 ・ゲリラ豪雨、能及び不審者等への対応	・総務部 ・教務部 ・指導部 ・学年 ・学級

家庭との連携	地域・小学校との連携
情報共有・情報発信を心がけ基本的な生活習慣・学習習慣の向上を図る ■ 毎日の宿題・自主学習・テスト勉強を促す。 ■ 適切で有益なメディア使用を促す。 ■ 時間にそった規則正しい生活を促す。	学校運営支援協議会によるコミュニティスクールの中で地域・小学校との連携を図る。 ■ 挨拶に始まる基本的な社会性を育てる。 ■ 地域行事・PTA行事への参加を促進する。 ■ 小中職員・小中PTAの連携を強化する。

令和8年度 一関中学校「まなびフェスト(学校・生徒・保護者の合言葉)」

学校教育目標
自ら求めて知性を磨き、
心身を鍛え、
心豊かに生きる生徒
の育成を期す

目指す生徒像

知 知性豊かな生徒
より良い方法を考え、工夫して
行動できる。

徳 心の温かい生徒
明るいあいさつ、思いやりのある
行動ができる。

体 体力のみなざる生徒
健康づくり、体力づくりに励むこと
ができる。

気 気力あふれる生徒
気概とチャレンジ精神で、根気をも
って生活できる。

あこがれの関中像	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	明るくいい声の あいさつと会話	素直で悪びれない 応対と行動	清潔感あふれる服装、 身なり、持ち物	全員が参加している授業、 真剣なまなざし	気力みなざる学習、 満たされる知的探究心	すみずみまで掃き清められた、 整った学び舎	自ら声を出し、まとまりのある 合唱を創り上げる中学生	躍動感あふれる部活、 空に響く歓声エール	思いやり、に満ちた行動、 生き生きとした表情の中学生	楽しい笑い声、 楽しい雑談、 楽しいの笑い声	自ら行動し、地域に 貢献する中学生	社会の一員として 信頼される中学生
	知			○	○							
	徳	○	○			○	○			○	○	○
体			○					○	○			
	気			○	○		○	○			○	○

関中三大文化 あいさつ 合唱 ボランティア

関中生の基本的生活行動目標

学習
予習・復習がきちんとできる
わかるところ、わからないところの区
別ができる
質問・発表ができる
授業に集中できる
協力して学習できる

生活
生活時間が守れる
あいさつができる
友達を大切にできる
節度ある生活ができる
交通規則が守れる
係の仕事ができる
自分の言動を反省できる

保健衛生
自分の体調がわかる
季節に応じた服装がきちんとできる
頭髪を衛生的に維持できる
清掃が手際よくできる

集団行動
集団の話し合いに参加できる
集団行動がすばやくできる
集団内で協力し合える
集団に奉仕することができる
集団規律を体现できる

学習規律 5項目

①始業2分前には着席する。(学習道具をそろえて)
②正しい姿勢で座って学ぶ。(立腰～腰骨を立てて～)
③顔をあげて聴く。(集中して真剣に)
④場に応じた声で発表する。(伝わるように)
⑤終業後すぐに、次の授業の準備をする。(移動も含めて)

R8まなびフェスト	「関中三大文化」の再興		学校	場の設定と声かけで意欲を引き出し、ともに活動します
			生徒	積極的な声出し、行動を心がけます
	指標:肯定的回答85%以上		家庭	地域での声かけをお願いします
	「学習規律5項目」の徹底		学校	分かる授業で意欲を引き出し、適切な声かけを行います
			生徒	授業の基本を見直しで実行します
	指標:肯定的回答85%以上		家庭	道具の確認の声かけをお願いします
	「朝活動825」の充実		学校	8:25からの朝読書、朝会等を充実させます
			生徒	遅刻せず登校し活動に集中します
	指標:肯定的回答85%以上		家庭	8:20登校への促しをお願いします
	「毎日家庭学習」の定着		学校	宿題、自主学習、テスト勉強の方法を指導し定着を図ります
			生徒	毎日家庭学習に取り組めます
	指標:肯定的回答85%以上		家庭	声かけや確認をお願いします
	「自ら○○」への挑戦		学校	場の設定と声かけでチャレンジを促し、活動を支援します
			生徒	自ら進んで何かに挑戦します
	指標:肯定的回答85%以上		家庭	励ましや支援をお願いします



【一関中学校ホームページ】

関中思いやり宣言

私たちは、一人ひとりが勇気と
こころ配りを大切に、笑顔の
絶えない関中生を目指します。

《勇気》 いじめはしない、させない、見逃さない
《こころ配り》 常に相手の気持ちを考えた話し方や行動を心がける
《笑顔》 笑顔の会話を増やし、誰もが居て楽しいと感じられる雰囲気をつくる

一関市立南小学校 グランドデザイン (R8版)

学校教育目標

基本目標

たくましく生き、郷土と国際社会の未来を創造できる、
知・徳・体の調和のとれた、人間性豊かな児童の育成をめざす。

徳

あかるく
明るく思いやりのある
子ども

知

かしこく
進んで学びよく考える
子ども
生きる力

体

たくましく
強い体で実行力のある
子ども

めざす子ども像

あかるい子

- ① 自分から進んで挨拶ができる。
- ② 丁寧な言葉づかいで話すことができる。
- ③ 相手が喜ぶことを進んでできる。
～南小学校5の約束へ～

かしこい子

- ① 「学習のきまり」を守って学ぶことができる。
- ② あきらめずに学ぶことができる。
- ③ 学校でも家庭でも音読と読書に取り組むことができる。

たくましい子

- ① 朝食・睡眠・メディア時間など、生活リズムを守った生活ができる。
- ② 当番・係・清掃・家庭の仕事などしっかり行うことができる。
- ③ 運動に親しむことができる。

3510+1+1(PTA)
さんお10プラスわんわん

まなびフェスト

保護者・地域との共有

児 童 : 明日も楽しい学校・
保護者・地域 : 応援しがいのある学校
教 職 員 : やりがいのある学校

教育目標と育成する資質・能力の関係表

◎＝言語能力 ◎＝情報活用能力 ◎＝問題発見・解決能力 (学習の基盤となる資質・能力)

目標	徳【あかるく】 明るく思いやりのある子ども	知【かしこく】 進んで学びよく考える子ども	体【たくましく】 強い体で実行力のある子ども
生きて働く 知識及び技能	他者との関わりや関わりを築くために必要となる知識・技能を身に付けている。 基本的なコミュニケーションの技能と、主体的な態度の育成力。 人権尊重に関わる基礎的な知識・技能。	◎言語の働きと関係する知識・技能を身に付けている。 ◎情報を適切に活用する力と知識・技能を身に付けている。 ◎多角的に情報を検討し、問題解決力に活用する力と知識・技能を身に付けている。	健康(生活習慣)や安全につながる正しい知識を身に付けている。 健康(生活習慣)や安全につながる正しい知識を身に付けている。
未知の状況にも対応 できる 思考力、判断力、 表現力等	他者との関わりや関わりを築くために必要となる知識・技能を身に付けている。 基本的なコミュニケーションの技能と、主体的な態度の育成力。 人権尊重に関わる基礎的な知識・技能。	◎言語の働きと関係する知識・技能を身に付けている。 ◎情報を適切に活用する力と知識・技能を身に付けている。 ◎多角的に情報を検討し、問題解決力に活用する力と知識・技能を身に付けている。	健康(生活習慣)や安全につながる正しい知識を身に付けている。 健康(生活習慣)や安全につながる正しい知識を身に付けている。
学びを人生や社会に 生かそうとする 学びに向かう力、 人間性等	自己のよりよい生き方について考え、行動する力や、他者を尊重しようとする力について考え、行動する態度を身に付けている。 責任感・正義感・自由の実現のために活動しようとする意欲。	◎言語を通して見方・考え方を広げ、考えを深める力と知識・技能を身に付けている。 ◎多角的に情報を検討し、問題解決力に活用する力と知識・技能を身に付けている。 ◎多角的に情報を検討し、問題解決力に活用する力と知識・技能を身に付けている。	健康(生活習慣)や安全につながる正しい知識を身に付けている。 健康(生活習慣)や安全につながる正しい知識を身に付けている。

【重点】 ①授業改善と確かな学力育成プランの取組(教務・研究) ②いじめの未然防止・早期発見と組織的対応(生徒指導) ③特別支援教育の充実と望ましい就学支援(特別支援教育) ④健康的な生活習慣への取組(健康安全) ⑤家庭・地域との連携・協働(総務)



R8南小まなびフェスト

家庭、学校、地域が連携を
図り、効果的な学習をすすめていく

学校では

- ① 進んで読書ができる児童を育てます。
〔達成基準：85%以上〕
- ② しっかとした声で言葉がでる児童を育てます。
〔達成基準：70%以上〕
- ③ 思いやりのある態度づかいができる児童を育てます。
〔達成基準：85%以上〕
・よいこと、悪いことを判断し、行動できる児童を育てます。
〔達成基準：85%以上〕
- ④ 学習態度を高め、学習意欲に生かします。
〔達成基準：70%以上〕
- ⑤ 全校でわかる・できる授業をめざします。
〔目標①の授業：よくわかる・わかる：85%以上〕
〔CRで、正答率80%以上の児童の割合を上げます〕
・家庭学習にしっかり取り組む児童を育てます。
〔目標時間（学年×10分以上）：80%以上〕
〔自主学習への取り組み（3年生以上を基本）〕
- ⑥ 児童運動の推進を図ります。
〔年間目標時間（1年生：2時間、3・4年生：5・6年生：70%以上）〕
- ⑦ 基本的な生活習慣の確立を図ります。
〔朝食摂取率の向上：80%〕
・メディア（ゲーム、ネット等）の使い方をルール化し、守ります。
〔ルール化率：80%以上〕〔実行率：80%以上〕
- ⑧ 進んで動く児童を育てます。
〔達成基準：80%以上〕
- ⑨ 児童の体力・運動能力を向上させます。
〔歩いて登校する児童：80%以上〕
・教科体育の充実、運動マラソンの取組を工夫します。

学校教育目標 めざす児童の姿

【あかるく】 明るく 思いやりのある 子とも

- ① 進んで読書をする。
- ② しっかとした声で言葉をする。
- ③ ふわふわ言葉を大切に、仲よく学校生活を送ります。
・よいこと、悪いことを考えて行動します。

【かしこく】 進んで学び よく考える 子とも

- ① 学習態度を守ります。
- ② わかるまで、まぎらめずに学習に取り組めます。
・毎日、家庭学習に取り組めます。
・テレビ等を利用して目標時間（学年×10分以上）学習します。
・自分で考えて工夫し、自主学習にも取り組めます。
- ③ 学校と家庭で学習・読書に取り組めます。
・家庭での読書「家読（うちどく）」にも取り組めます。

【たくましく】 強い体で 実行力のある 子とも

- ① 「早ね・早起き・朝ごはん」の生活リズムを守ります。
・朝ご飯を必ず食べます。朝食時間を守ります。
（朝：9～10時 高：8～9時）
・メディアルールや登校時間など時間を意識します。
- ② 清掃、係や当番の仕事、家庭での仕事をしっかりやります。
- ③ 運動に楽しみ、歩いて登下校します。

家庭・地域では

- ① 家庭どうして読書と食事をします。
- ② しっかとした声であいさつや言葉をさせます。
- ③ ふわふわ言葉を大切に、子どもや友だちのよい所を見つけほめます。
・特に「ありがとう」や「ごめんなさい」を大切にします。
・よいこと、悪いことがわかるようにしつけます。
- ④ がんばっていることを見つけ、褒めしの言葉をかけます。
- ⑤ 家庭学習をしっかり行うように声かけをします。
・宿題の丸つけや音読の評価をしてやります。
- ⑥ 家庭での読書・読書を勧めます。
・「家読」「親子読書」に一緒に取り組みます。
- ⑦ 心身の健康管理を徹底します。
・十分な睡眠、朝ご飯をしっかりとらせて登校させます。
・登校時間やメディア時間、遊ぶ・寝る時間など、時間を意識させます。
・メディアの使い方をルール化し、約束を守らせます。
- ⑧ 家庭での仕事を決め、家庭の一員としての自覚と責任を高めます。
- ⑨ 歩いて登下校させます。
（自転車や自動車での送迎はしません。1人ではかせます。）

※強い、安全が確保されない活動はこの限りではありません



3 あ運動 + 1 + 1

「あいさつ」・「あんぜん」・「あとしまつ」+「あるいて登校」+「ノーメディア」を実行します